

## 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設

現状

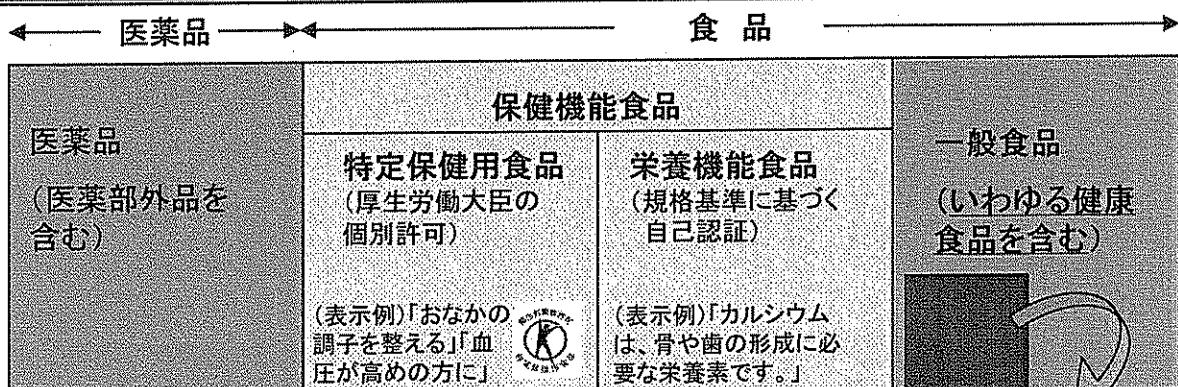
- ヒトの健康や身体能力などに好ましい影響を与えるいわゆる健康食品について、道内では、豊富な農林水産資源を活用した、研究開発や製品化が活発である。
- 健康食品の利用に関する3万人調査によると、回答者の8割がいわゆる「健康食品」を利用した経験があると回答しており、健康食品が広く消費者に浸透していることが分かるが、一方で、利用者の4割が「期待していた効果なし」と回答しており、正確な食品の有用性情報が不足していることも分かる。

課題

- 食品は、健康増進法に規定する特定保健用食品(トクホ)等を除き、ヒトの健康への影響等含有成分の機能性を表示することができない。
- 食品に機能性を表示できるトクホの許可を得ることができるのは、コストや研究体制の面から、大企業が中心となっている。(道内では、1社のみ)
- 道内企業は、消費者に商品の機能性に関する有用性情報を提供できず販路拡大に苦慮している。
- 消費者がいわゆる「健康食品」を購入する際、マスメディアや口コミなどからでは、求めている情報が必ずしも適切に入手できないこともあります、購入者はトクホ製品以外の有用性情報がない中、暗中模索状態で「健康食品」を選択している。

### 目指すすがた

一般食品の有用性情報の店頭表示(商品への印刷等による表示は含まない)を可能とする表示基準の創設ができるよう、健康増進法第26条、同法施行規則第11条に条文を追加



有用性情報

北海道が主産地となっている農水産物やそれらを原料とした道内製造品について、公的医療機関等における臨床試験において科学的根拠が認められた情報

※有用性を審査するため、道は医学、栄養学等の学識経験者で構成する独自審査機関を設置する

※安全性確保は、平成21年6月に開始(予定)の食品の安全性に関する第三者認証制度を活用する

### 《期待される効果》

地域で責任を持ち地域産健康食品の有用性情報を地域に提供することにより、地産地消による道民の健康づくりが推進されるとともに、関連研究開発や製品化の活発化により地域産業が活性化する

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設＜新旧対照表＞

区分	現行		権限委譲後	
イメージ図	【食品の機能性の表示の根拠】			【食品の機能性及び機能性に係る有用性情報の表示の根拠】
	保健機能食品 特定保健用食品 栄養機能食品 一般食品	保健機能食品 特定保健用食品 栄養機能食品 一般食品	同左 同左 同左 同左	内 外 内 外
	機能性表示可能 表示不可	機能性表示可能 表示不可	北海道表示許可 食品	食品の機能性に関する有用性情報の表示 北海道知事の個別許可
法令制度	○ 健康増進法第26条第1項 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊娠婦用、病着用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。 ○ 健康増進法施行規則第11条 法第26条第1項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。 一 授乳婦用 二 高齢者用 三 特定の保健の用途			【特区提案】 ○ 从第一項のほか、北海道における独自の情報を表示しようとする者は、北海道知事の依頼に応じて表示許可を受けなければならない。 ○ 依頼で定める北海道知事の依頼に応じて表示許可を受ける。 ○ 2 法第26条第1項の北海道における独自の情報とは、食品の機能性に関する有用性情報とする。 ○ 健康増進法施行規則第11条に条文を追加 1 法第26条第1項の北海道における独自の情報とは、食品の機能性及び有用性情報を表示する。 2 法第26条第1項の北海道における独自の情報を表示する。 3 法第26条第1項の北海道における独自の情報を表示する。 4 法第26条第1項の北海道における独自の情報を表示する。

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設<対比>

区分	現行	権限委譲後
定義	【特定保健用食品】機能や生物学的に影響を与える保健目的を有する保健機能性表示食品で、厚生労働大臣の許可を受けた食品。	【北海道許可食品】に必要とされる臨床試験のデータが認められたものに該当する食品。
表示例	<ul style="list-style-type: none"> <li>本品は食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。</li> <li>多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。</li> <li>血糖値に異常を指摘された方や、現に糖尿病の治療を受けておられる方は、医師にご相談の上ご使用ください。</li> <li>飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかがゆるくなることがあります。</li> <li>本品は血糖値が気になる方の食生活の改善のための食品としてご使用ください。</li> <li>食生活は、主食、主食、副菜を基本に、食事のバランスを。（S社が許可を得た商品の例による。）</li> </ul>	<p>(ボップへの表示例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガーゼメコンブ(フコイダン)が許可した特定保健用食品ではあります。この製品は、厚生労働大臣が許可した特定保健用食品ではありません。それを助ける食品であることに効果が期待できるわけではありません。</li> <li>甜菜の製品は、厚生労働大臣が許可した特定保健用食品ではあります。この製品は、厚生労働大臣との共同研究の結果、整腸作用を助ける食品ですが、○○大学とのことが確認されました。ただし、全ての方に効果が期待できるわけではありません。</li> <li>はとむぎの製品は、厚生労働大臣が許可した特定保健用食品ではありません。この製品は、厚生労働大臣との共同研究の結果、肌の老化防止を助ける食品であることが確認されました。ただし、全ての方に効果が期待できるわけではありません。</li> <li>黒千石の製品は、厚生労働大臣が許可した特定保健用食品ではありません。この製品は、厚生労働大臣との共同研究の結果、免疫力向上を助けます。ただし、全ての方に効果が期待できるわけではありません。</li> </ul> <p>(製品への表示例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品の代わりとして期待される治療効果はありません</li> <li>医師の治療を受けている方は、医薬品との相互作用を避けるために、必ず医師や薬剤師にご相談ください</li> <li>過剰に摂取した場合、思わず健康被害が発生する危険がありますので、摂取目安量を守って摂取してください</li> <li>私たちの健康は、バランスの取れた食生活により保つことが出来ますので不足分を補うものとして摂取してください、必要ならば医療機関に異常に受診してください</li> </ul>
表示方法	各食品の包装又は食品に添付する文書	販売店の店頭

# 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設について

## 1 安全性確保に係る審査体制とその基準

区分	特定保健用食品(国)	第三者認証制度(国)	北海道独自表示(道)
審査体制	<p>(安全性) 食品安全委員会 ・医学、獣医学、薬学、経済学、農学の学識経験者で構成</p> <p>(有用性) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査会 ・医学、栄養学、食品衛生学、薬学の学識経験者で構成</p>	<p>(安全性) 認証協議会(国が設置) ・学識経験者、消費者、製造業者、認証機関で構成 ・21.6認証業務開始予定</p>	<p>(安全性) 左記の第三者認証制度を活用</p> <p>(有用性) 新開発食品審査機関(仮称) ・医学、栄養学、食品衛生学、薬学や道外の学識経験者等で構成 ・北海道独自の第三者認証機関の設置も視野</p>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康の維持増進に期待できるもの</li> <li>・エビデンスが認められるもの</li> <li>・適切な摂取量が設定できるもの</li> <li>・日常的に食されているものの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の安全性確保(文献検索実施食経験不足時は毒性試験を実施)</li> <li>・製造工程管理(GMP)による安全性確保(全工程の製造・品質管理)</li> <li>・審査対象は、特保以外の健康食品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が準備している「第三者認証制度」で認証されたもの</li> <li>・食経験があり、道内が主産地である農水産物</li> <li>・倫理委員会を経たヒト介入試験で有用性が確認されたもの</li> <li>・注意喚起を含めた表示等の遵守が可能な者</li> <li>・その他必要と認めたもの</li> </ul>

## 2 有用性情報表示等にかかる府内関係課

北海道独自表示における安全性については、国の「第三者認証制度」や製造事業者責任(食品衛生法第3条第1項)において担保されることとなり、基本的に北海道(経済部)は有用性情報について責任を負う。

また、北海道独自表示にかかる監視・指導に当たっては、本庁や保健所など関係機関が連携し行う。

なお、健康被害が発生した場合は、厚生労働省医薬食品局長通知「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」により、関係機関が連携した緊急な対応を講じる。

### 《新所管業務》

経済部 北海道が新開発食品審査機関(仮称)等の審査を経て有用性情報の表示を許可したものに関しては、不適切な表示等が判明した場合、関係する企業や業界への指導及び表示許可取り消し等を含め許可権者として対処する。

### 《その他表示に関する法律》

保健福祉部 健康増進法(厚生労働省)…保健所による誇大広告の監視・指導  
(健康の保持増進効果について事実に相違する表示や誤認させる表示の禁止)

環境生活部 景品表示法(公正取引委員会)…商品の不当な表示の監視・指導  
(品質について、実際よりも著しく優良または有利であると消費者に誤認させる表示を禁止)

J A S 法(農林水産省)…食品の適正な表示の監視・指導  
(原材料や原産地など品質に関する適正な表示を監視)

健康食品の利用に関する3万人調査結果(H18.7)

実施者：(株)三菱総合研究所とNTTレゾナント(株)

『調査概要』

- 1 調査方法：公開型インターネット
- 2 調査対象：30,000人
- 3 有効回答：28,818人(約96%)
- 4 属性：  
性別 男47%、女53%  
年齢 10代：2%、20代：21%、30代：39%、40代：25%、  
50代以上：13%
- 5 利用状況：  
第1位：ほとんど毎日利用(30%)  
第2位：必要なときに利用(24%)  
第3位：以前は利用、今はなし(13%)  
第4位：週に2～3回利用(12%)
- 6 利用目的：  
第1位：日常的な健康の保持増進(58%)  
第2位：特定の栄養成分の補給(40%)
- 7 情報源：  
第1位：テレビを見て(28%)  
第2位：インターネットを見て(26%)  
第3位：家族・親類に勧められて(24%)
- 8 不具合・不満：  
第1位：経験したことない(56%)  
第2位：期待した効果なし(40%)

○ 消費者の多く(80%)の方が「健康食品」の利用経験があり「健康食品」が広く浸透している実態にあるが、その購入時の情報源は、玉石混淆のマスメディア情報や家族等に勧められての購入となっており、狭いカテゴリーにあるトクホ製品以外の有用性情報がない中で、暗中模索状態での選択となっている。

○ また、利用者の半数以上が、不具合・不満等の経験なしとなっているものの、反面、約4割の利用者が「期待していた効果が得られなかった」等との意見もあることから、正確な有用性情報を提供することにより、利用者が納得して製品を選択出来るようになる。

なお、北海道独自の表示については、消費者に十分周知するよう各種セミナーや展示会、関係機関のホームページや市町村の広報誌、店頭での説明等を通じて普及を図る。

## ■健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）

### （特別用途表示の許可）

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、研究所又は厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。
- 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあっては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあっては当該登録試験機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。
- 5 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定めるところにより表示しなければならない。

### （誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

## ■健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日厚生労働省令第八十六号）

### （特別の用途）

第十一条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。

- 一 授乳婦用
- 二 高齢者用
- 三 特定の保健の用途

### （特別用途食品の表示事項等）

第十四条 法第二十六条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けた事項については、その記載を省略することができる。

- 一 商品名
- 二 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品にあっては、消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くことと

なるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。) である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品にあっては、賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。) である旨の文字を冠したその年月日(製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月)

三 保存の方法(常温で保存する旨の表示を除く。)

四 製造所所在地

五 製造者の氏名(法人にあっては、その名称)

六 別記様式第三号(特定保健用食品にあっては、別記様式第四号(許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。)にあっては、別記様式第四号の二))による許可証票

七 許可を受けた表示の内容

八 栄養成分量、熱量及び原材料の名称

九 特定保健用食品にあっては、特定保健用食品である旨(条件付き特定保健用食品にあっては、条件付き特定保健用食品である旨)、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

十 特定保健用食品であって、保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準が示されているものにあっては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級(六歳以上に限る。)ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項

十二 許可を受けた者が、製造者以外のものであるときは、その許可を受けた者の営業所所在地及び氏名(法人にあっては、その名称)

(法第三十二条の二の厚生労働省令で定める事項)

第十八条 法第三十二条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 含有する食品又は成分の量

二 特定の食品又は成分を含有する旨

三 熱量

四 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果

■食品衛生法(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

○2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

■食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号）

第二十一条 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。

(略)

四 特定保健用食品及び栄養機能食品（以下「保健機能食品」という。）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないこと。

(略)

別表第三（第二十一条関係）

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料（酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。）及び切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものであつて、容器包装に入れられたものに限る。）
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵
- 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの
  - イ 食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）であつて生食用のもの（凍結させたものを除く。）及びゆでがに
  - ロ 加工食品であつて、イに掲げるもの以外のもの
  - ハ かんきつ類、バナナ
- 十二 別表第七の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物

## 地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化

### 現状

- ・理学療法士・作業療法士は患者一人ひとりの特性を分析し理学療法・作業療法を行う高いスキルを持っている。
- ・法律により、医師の指示のもとに理学療法・作業療法を行うこととされており、業務は医療施設・福祉施設等で行われている。

### 課題

- ・広域分散型の地域構造がある一方で、医療施設や医師が偏在しており、過疎地域等に在住する中・高年齢層は予防的な健康づくりのためのトレーニングの機会に恵まれない。  
→理学療法士・作業療法士のスキルを積極的に活用した持続的な健康づくりの取組が推進されるよう地域における健康づくりサービスの担い手づくりが必要。

### 目指す姿

理学療法士・作業療法士の業務領域の特例  
(健常者を対象とした生活機能の相談、運動指導等)

理学療法、作業療法を医師の指示のもとに行う  
(身体(又は精神)に障害のある者が対象)

必要となる専門教育の付与

地域での、理学療法、作業療法を活かした健常者を対象とした業務領域の明確化

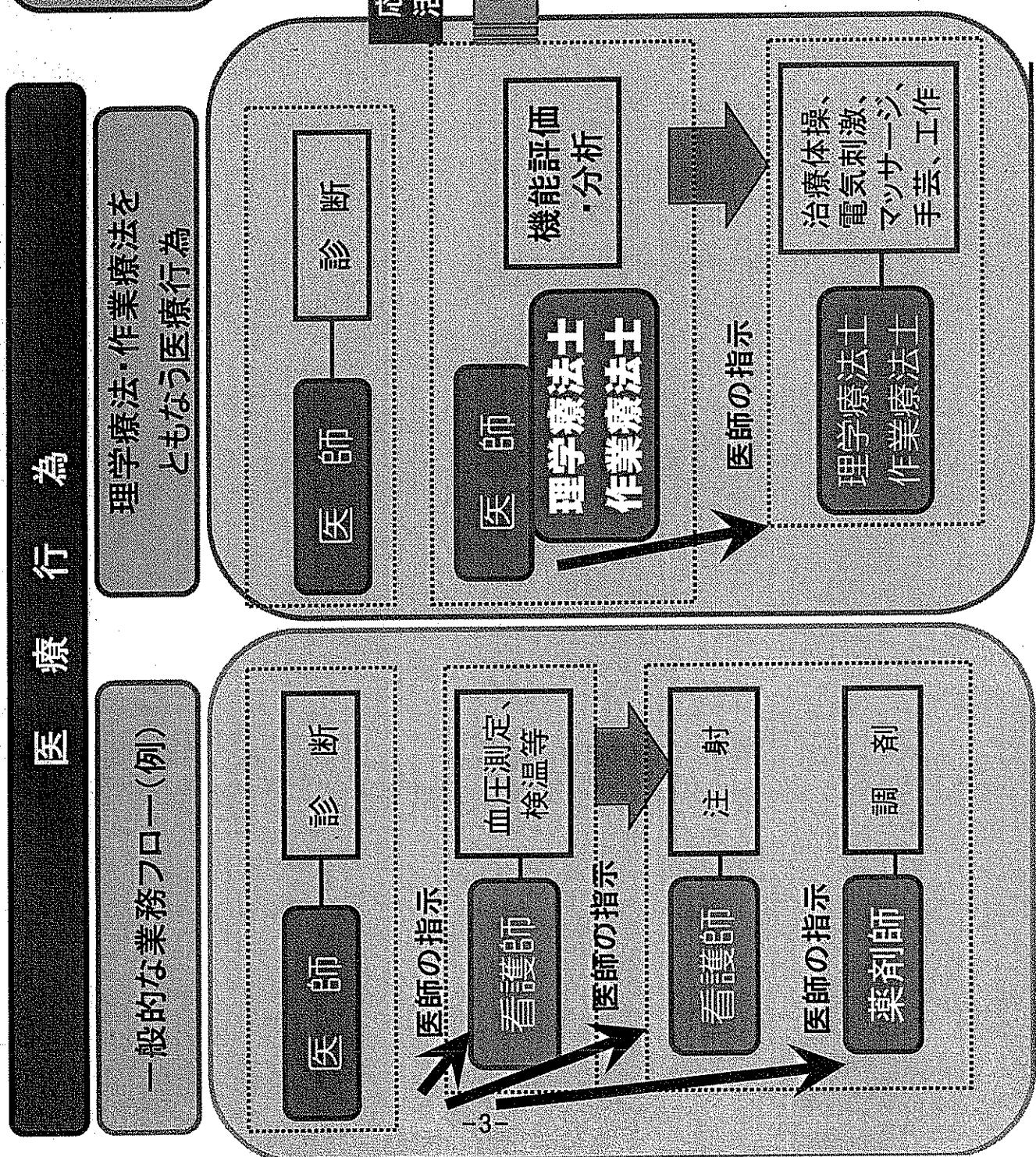
### 《期待される効果》

- ・中・高年齢層の健康増進
- ・地域における持続可能な新たなサービスの創出

## 理学療法士・作業療法士の業務領域の明確化<新旧対照表>

区分	現 行		権限 移譲 後
イメージ図	【理学療法士・作業療法士の業務領域】 ～理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化】		【理学療法士・作業療法士の業務領域の明確化】 ～理学療法士及び作業療法士の業務
区分	対象者	業務	区分 対象者 業務
理学療法士	身体に障害のある者	・診療の補助として理学療法を行う (法 § 15①)	身体に障害のある者 健常者 理学療法士のスキルを活かした ①生活機能に関する相談・指導 ②ストレッヂ、簡易な器具を用いた運動等の指導
作業療法士	身体又は精神に障害ある者	・診療の補助として作業療法を行う (法 § 15①)	身体又は精神に障害ある者 健常者 作業療法士のスキルを活かした ①生活機能に関する相談・指導 ②ストレッヂ、簡易な器具を用いた運動等の指導
			➡
○ 高齢化が全国に先駆けて進展するとともに地域分散型の本道においては、医療施設や医師が畳在しております、過疎地域等に在住する中・高齢者層は予防的な健康づくりのためのトレーニングに恵まれていません。			
○ このため、理学療法士及び作業療法士に対し必要となる専門教育を付与する仕組みを整え、理学療法士及び作業療法士が地域における健康づくりの担い手として活動できるようになります。			
法令制度	○ 理学療法士及び作業療法士が行う業務 法 § 15 の規定により、理学療法士又は作業療法士は、診療の補助として理学療法又は作業療法を行ふことを業とするものと限定されている。		【特区提案】 ○ 理学療法士及び作業療法士が行う業務領域の明確化 法 § 15 の規定に、北海道においては、理学療法士又は作業療法士で北海道知事が認めた専門教育を修了した者は、法 § 2 ③、④の規定の他に、医療技術・知識及び医療職としての資格を健康増進及びサービスに応用活用して、生活機能に関する相談・指導やストレッヂ、簡易な器具を用いた運動等の指導を行うことができる旨の条文を追加する。

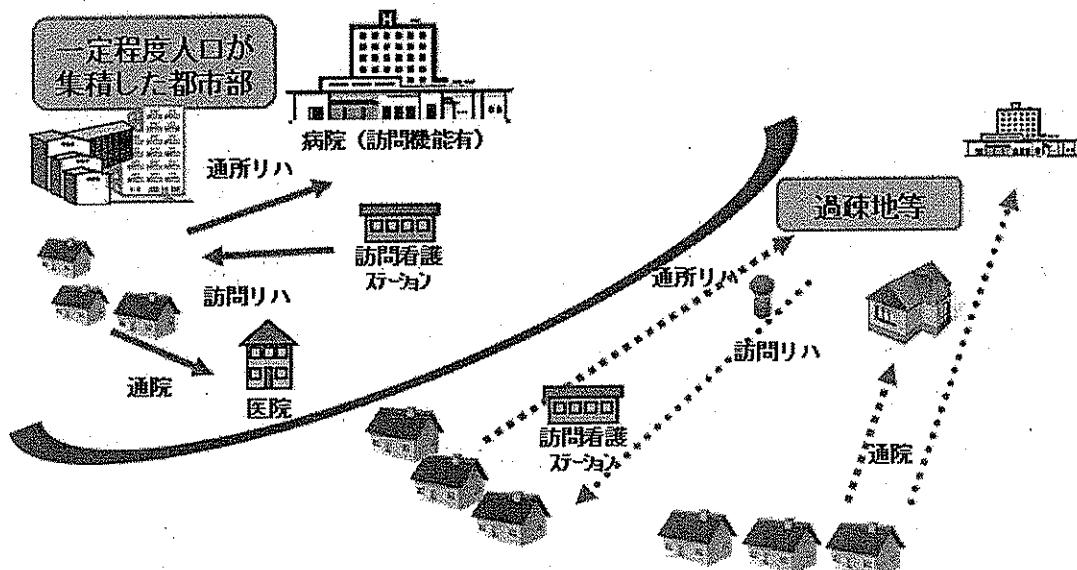
# 現行の医療行為と新たな運動指導サービス



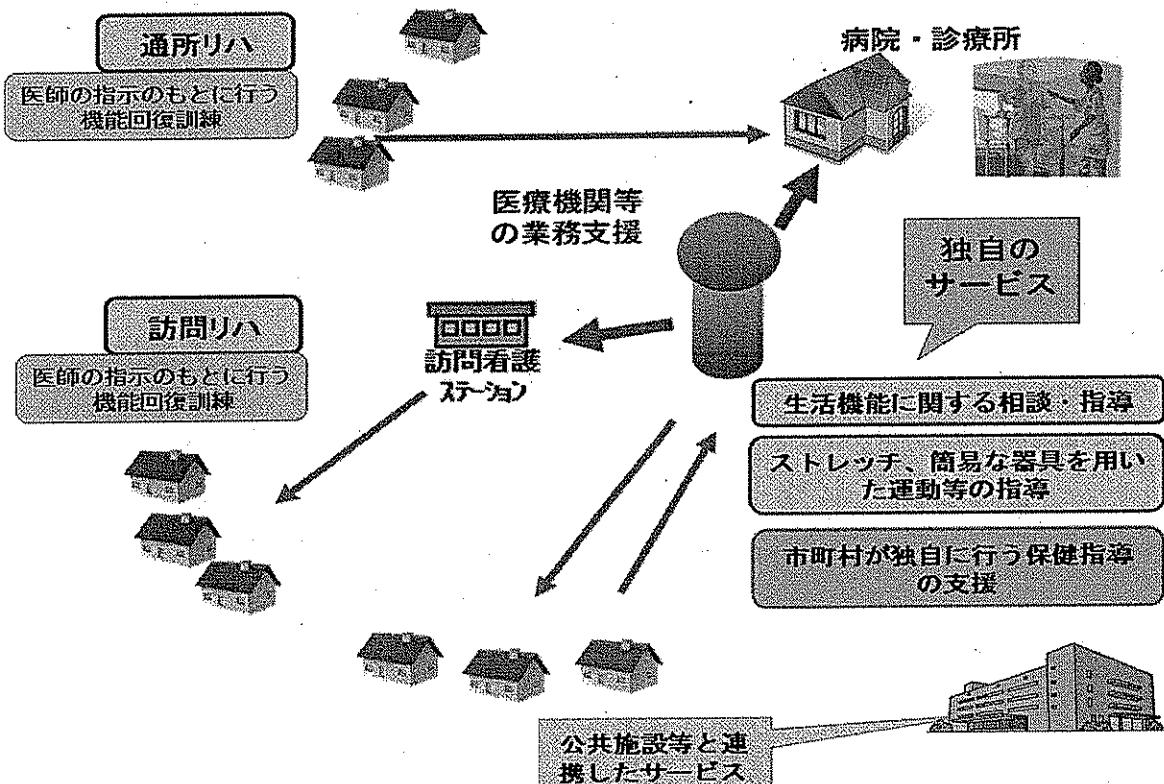
# 理学療法士・作業療法士の業務領域の明確化

一定程度の人口が集積した都市部においては、医療機関等を拠点とした事業が可能であるが、過疎化が進む人口希薄な地域において、サービス水準は十分でない。特区により、新たなサービスのビジネスモデルが確立されることにより、都市部と同様なサービスが可能となる。

## ○ 現 状



## ○ 特区後の業務（イメージ）

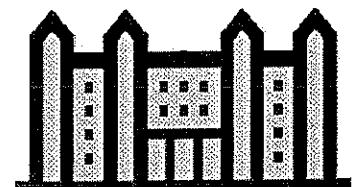
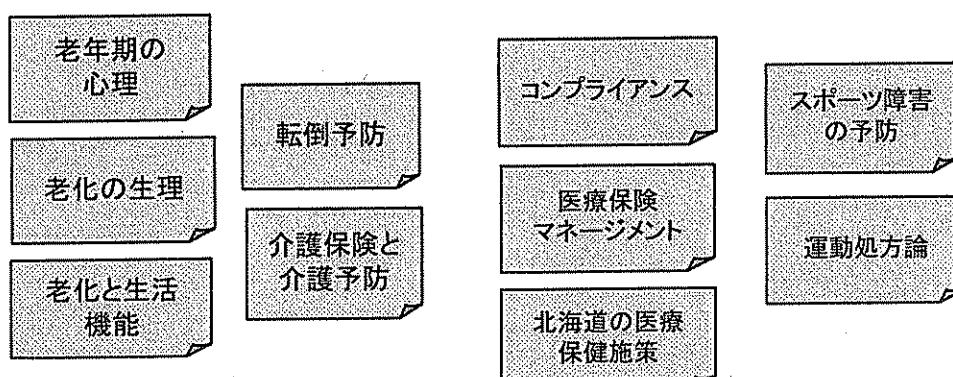
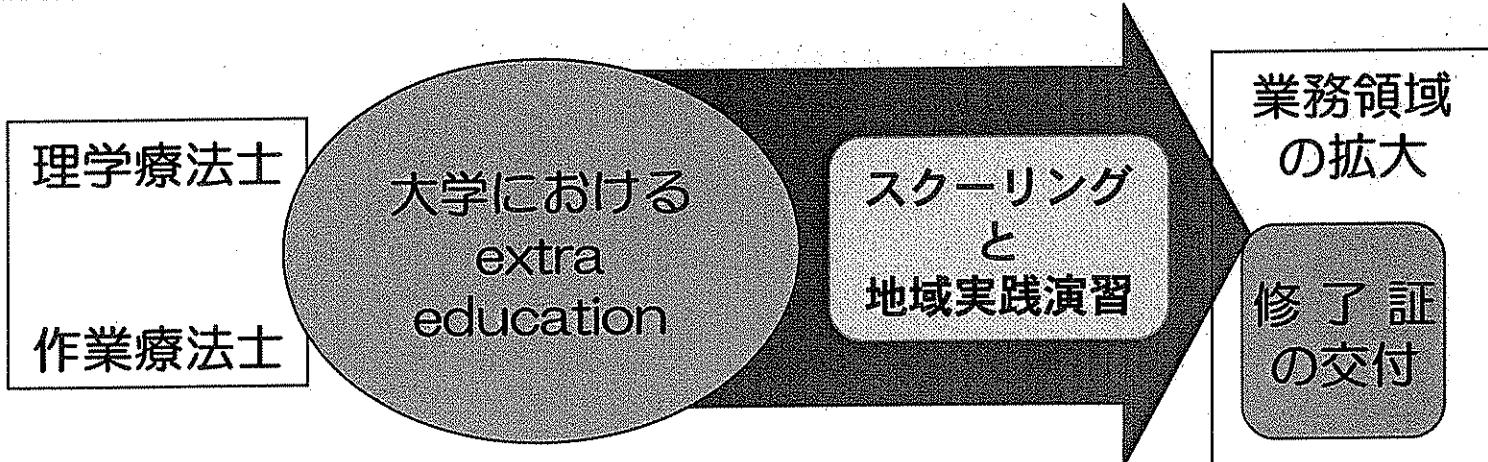


# 特区の担い手の確保

理学療法士・作業療法士は医療従事者として運動療法、作業療法を行っている。特区における新たなサービスを実施するため、現在のスキルに加え、高齢者の介護予防やリハビリの最新知識・技術や地域の保健医療ニーズの抽出、コーディネートのスキルを習得し、地域の健康づくりを総合的に支援。

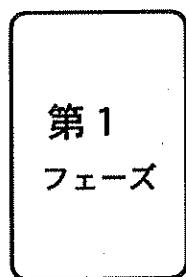
## ＜目的＞

1. 北海道民の健康保持・増進に資する人材を、特区による理学療法士・作業療法士の業務領域の拡大により確保する
2. 医療資源配置の不均衡を、現リソースの機能を最大限に生かしながら（ソフト的に）是正する
3. 現行法内では広域分散型の地域構造のために抜け落ちる医療保険サービスを補完するとともに、情報の双方向化により地域医療保健の効率化をはかる



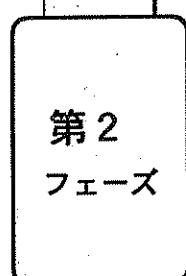
# 特区の担い手育成に向けた今後のフロー

— スキル・習得手法の検討と特区対応専門教育コースの認定 —



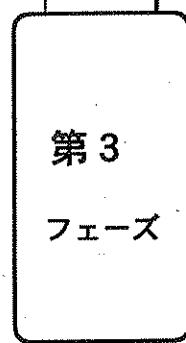
## 必要となるスキル及び習得方法の基本設計

- 有識者からなるワーキングの設置  
(スキル及び習得方法のイメージは別紙のとおり)



## 基本設計を踏まえた特区対応専門教育コースの設置を喚起

- 教育施設等に対する基本設計の説明
- 特区対応専門教育コースの具体的な講義内容・演習方法等の提案を働きかけ

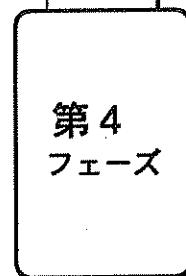


## 特区対応専門教育コースの認定

- 認定検討のための有識者会議の開催

### 認定に当たってのチェック項目

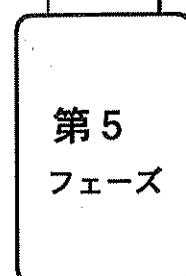
- ① 教育課程（講義等の内容・時間・方法）
- ② 修了要件（習得目標の水準）
- ③ 終了後のフォローアップ



## 特区対応専門教育コースの実施

### 「想定される専門教育」

- ① 教育施設等でのスクーリング
- ② 地域における実践演習
- ③ 遠隔地教育レポート・テレビゼミナー



## 特区対応専門教育コース修了者の登録・フォローアップ

- 特区理学療法士・作業療法士の登録
- 補完研修・情報提供等のフォローアップ



## 特区の担い手の確保（スキルの習得）

### 1 教育施設等でのスクーリング（教育施設等での講義：月1回土日開講）

特区に対応した専門教育を行う教育施設等が、介護予防やスポーツ障害を予防するための知識・技術や地域における健康づくりのコーディネートに必要となる知識・手法等を習得

### 2 地域実践演習（地域において実習）

地域活動を行う上で必要となる住民や関係機関・団体へのアプローチの手法や地域課題の調査・分析、健康づくり活動の企画と運営を地域の中で実践的に演習

### 3 遠隔地教育レポート・テレビゼミナール

（スクーリングに関連する課題のレポート提出・ITを活用したテレビゼミ）

インターネットを活用して、教育施設等と受講者の居住場所でのレポート課題に関する講義等を行うとともに受講者からのレポート提出とそれに応じた指導を行う。

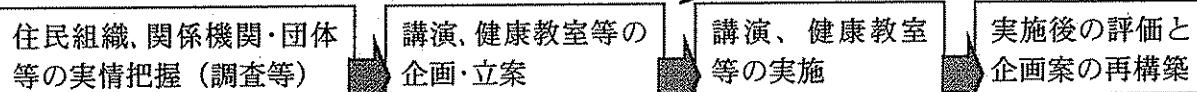
また、インターネットのテレビ会議システムを利用した「テレビゼミナール」を実施し、総合討論によるスキルアップとIT技術を活用した双方向システムの運用方法を習得し、過疎地域等におけるIT技術活用に資する。

### 講義内容

区分	講義名
介護予防	老年学概論 老化の生理 老年期の心理 老化と生活機能 転倒予防リスク管理学等
スポーツ障害の予防	運動器の機能向上 スポーツ障害の予防 運動処方論 健康行動学等
コーディネート	組織コミュニケーション論 グループワーク論 カウンセリング
制度・政策	介護予防制度論 介護保険と介護予防 医療保険マネジメント コンプライアンス 北海道の医療保険施策

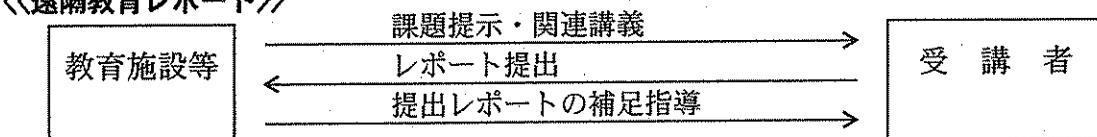
### 地域実践演習

テーマの選定： 介護予防、スポーツ障害の予防等  
実践演習の手順

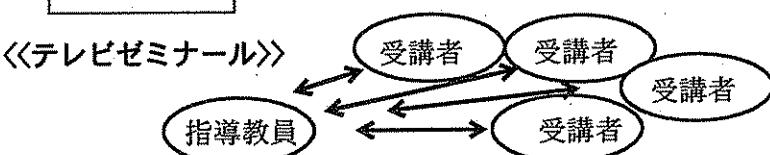


### 遠隔教育レポート・テレビゼミナール

#### 〈遠隔教育レポート〉



#### 〈テレビゼミナール〉



## ■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

### （定義）

- 第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

### （免許）

- 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

### （業務）

- 第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができます。
- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

### （名称の使用制限）

- 第十七条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。
- 2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。